

勝北中学校 保護者 様

## 勝北中学校教職員の基本的なルールについて（お知らせ）

本校では、生徒が安全に安心して学べる、地域や保護者の皆様から信頼される学校を目指しています。そのために不祥事防止や情報管理等について校内ルールを定め、教職員のサービスの厳正に努めています。

現在の校内での基本的なルールについてお知らせいたしますので、保護者の皆様にもご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

### 【1】教育公務員として

○法令遵守に努め、保護者や生徒から信頼されるよう振る舞う。

### 【2】指導について

○体罰は許されないことを肝に銘じ、粘り強く心に届く指導を行う。

○個別で相談を受けたり、個別の指導が必要だったりする場合は、あらかじめ生徒名、指導目的、場所等について他の教職員に告げ原則複数で対応する。また、入口を開けておく等の配慮をする。

○生徒とのメール、SNS、個人スマートフォン等を使っての連絡を禁止する。

（保護者についてもメールやSNS等を使っての個人的な連絡は避ける）

○教職員のスマートフォン等の教室への持ち込みを禁止する。

○安全確保のために、教職員の自家用車には生徒を乗せない。

（緊急の怪我等の場合には事前に保護者の承諾を得る。）

### 【3】情報管理について

○保護者や生徒に関する個人情報を利用するのは職務上必要な場合に限られ、それ以外のことに使用しない。

○個人情報は原則として校外に持ち出さない。

（必要な場合は厳重に暗号化をし校長の許可を得る）

○USBメモリーやCD等の外部記録媒体はデータ移動時のみに使用し、使用後はデータを消去する。

### 【4】金銭の取り扱いについて

○給食費、学年集金、部活動費等の学校で金銭を扱う場合は、個人で会計事務を行うのではなく、必ず複数の教職員でチェックし、適正に通帳で管理をする。

○請求書等集金の根拠となるものを事前に保護者に示し、集金を受け取った場合は領収書や預かり書を渡すようにする。

○当該年度において、少なくとも1回はPTA役員による会計監査を受ける。

※以下の相談窓口を設置しています。何かありましたらご連絡等よろしく申し上げます。

津山市教育委員会学校教育課 （電話 32-2115）

暴力・ハラスメント窓口 学校長 （電話 36-2366）

スクールカウンセラー 中上恵利子 （電話 36-2366）